

◆ 1日あたりの利用料

要介護状態区分	負担割合	介護費用	居住費の負担		食費の負担		実費負担
要支援1	1割負担	497 円	①	個室 320 円	①	300 円	日常生活に要する費用
	2割負担	993 円		多床室 0 円		②	
	3割負担	1,489 円	②	個室 420 円	③	650 円	
1割負担	613 円	多床室 370 円		④		1,451 円	
要支援2	2割負担	1,225 円	③	個室 820 円	④		合計(実費負担除く) 円
	3割負担	1,838 円		多床室 370 円			
	1割負担	712 円	④	個室 1,250 円			
2割負担	1,423 円	多床室 1,121 円					
要介護1	3割負担	2,135 円					
	1割負担	786 円					
	2割負担	1,571 円					
要介護2	3割負担	2,357 円					
	1割負担	862 円					
	2割負担	1,724 円					
要介護3	3割負担	2,585 円					
	1割負担	936 円					
	2割負担	1,872 円					
要介護4	3割負担	2,807 円					
	1割負担	1,009 円					
	2割負担	2,017 円					
要介護5	3割負担	3,026 円					

※介護費用及び送迎加算を合わせた総単位数には介護職員処遇改善加算Ⅰ(総単位数の8.3%)が上乘されます。
 ※居住費・食費は、利用者負担段階により異なります。①～④は、各段階を表します。

1 介護費用

要介護状態区分	単位	加算	合計	日数	地域加算	日額	日額1割負担	日額2割負担	日額3割負担
要支援1	438	18	456	1	10.88	4,961 円	497 円	993 円	1,489 円
要支援2	545	18	563	1	10.88	6,125 円	613 円	1,225 円	1,838 円
要介護1	586	68	654	1	10.88	7,115 円	712 円	1,423 円	2,135 円
要介護2	654	68	722	1	10.88	7,855 円	786 円	1,571 円	2,357 円
要介護3	724	68	792	1	10.88	8,616 円	862 円	1,724 円	2,585 円
要介護4	792	68	860	1	10.88	9,356 円	936 円	1,872 円	2,807 円
要介護5	859	68	927	1	10.88	10,085 円	1,009 円	2,017 円	3,026 円

※介護費用には、以下の加算が含まれます。

①サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18	単位
②看護体制加算Ⅲイ	12	単位 (予防給付は算定せず)
③看護体制加算Ⅳイ	23	単位 (予防給付は算定せず)
④夜勤職員配置加算Ⅲ	15	単位 (予防給付は算定せず)
合計	68	単位

※また以下の加算が上乘せされる場合があります。

①療養食加算	8	単位 / 回
②認知症行動・心理症状緊急対応加	200	単位
③若年性認知症入所者受入加算	120	単位
④認知症専門ケア加算Ⅰ	3	単位 / 日
⑤認知症専門ケア加算Ⅱ	4	単位 / 日

※おむつ代は、介護費用に含まれます。

2 送迎加算

要介護状態区分	単位	地域加算	片道の額	利用者負担	
一律	184	10.88	2,001 円	1割負担	201 円
				2割負担	401 円
				3割負担	601 円

※送迎を実施した場合は、上記介護費用に送迎費用が加算されます。
 ※送迎場所により高速道路を利用した場合は、実費をご負担頂きます。

※1介護費用及び2送迎加算を合わせた総単位数には介護職員処遇改善加算Ⅰ(総単位数の8.3%)が上乘されます。
 ※地域加算は、事業所が所在する市町村により異なります。横浜市は、2級地(10.88)

3 居住費及び食費負担(限度)額

(1) 従来型個室

利用者負担段階	対象者	居住費の上限額(日額)	食費の上限額(日額)				
			朝食	昼食	夕食	合計	
第1段階	生活保護世帯・市民税非課税世帯で福祉年金受給者・境界層	320 円	負担限度額認定証にて軽減されているため、各食事代ではなく日額にて費用負担していただきます。				300 円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入の合計額80万円以下	420 円					390 円
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階以外の方 市民税課税層における特別減額措置適用者	820 円					650 円
第4段階	低所得者以外 (当施設設定負担額)	1,250 円	290 円	653 円	508 円	1,451 円	

(2) 多床室

利用者負担段階	対象者	居住費の上限額(日額)	食費の上限額(日額)				
			朝食	昼食	夕食	合計	
第1段階	生活保護世帯・市民税非課税世帯で福祉年金受給者・境界層	0 円	負担限度額認定証にて軽減されているため、各食事代ではなく日額にて費用負担していただきます。				300 円
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入の合計額80万円以下	370 円					390 円
第3段階	市民税非課税世帯で第2段階以外の方 市民税課税層における特別減額措置適用者	370 円					650 円
第4段階	低所得者以外 (当施設設定負担額)	1,121 円	290 円	653 円	508 円	1,451 円	

※利用者負担段階の第1～第3段階の適用を受けるには、介護保険負担限度額認定証が交付されていることが必要です。

※居住費は、外泊・外出の際もご負担いただきます。

※食費は、負担段階第4段階の方は朝食・昼食・夕食毎の金額です。尚、食費には、おやつや飲み物(全員に支給されるもの)も含まれます。

※その他、特別な食事を提供した場合は、実費をご負担頂きます。

※負担段階第1～3段階の方の1日のうち2食以上の欠食がある場合には、基準負担額を超えない範囲でご負担いただきます。